

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室）

項 目 名		GX 等の戦略分野国内生産促進税制の延長等		
税 目		法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 6 租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2		
要 望 の 内 容		・「日本成長戦略」や GX における「分野別投資戦略」に基づく、各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、延長等を行う。 なお、中長期的な予見可能性の担保の観点から、租税特別措置の不適用措置に係る要件についての見直しを含む。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)		精査中 (ー 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)		(ー 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す		(1) 政策目的 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な分野の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略分野の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力強化・経済成長につなげる。		
		(2) 施策の必要性 近年、欧米を中心とする先進各国では、GX や DX 等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。このような状況下、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するため、我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な対策を講じる必要がある。		
今 回 の 要	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展、4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展、6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進	

			○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日） 各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
		政策の達成目標	GX 実現に向けた投資促進策を具体化する「分野別投資戦略」で定めている対象物資毎の投資額目標（令和5年から10年程度の官民投資額の目標）を達成する。 ＜物資毎の投資額目標＞ 電気自動車等：約34兆円 グリーンスチール：約3兆円 グリーンケミカル：約3兆円 SAF：約1兆円 半導体：約12兆円
		租税特別措置の適用又は延長期間	各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、検討する。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定。
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略分野の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略分野の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、日本国内における戦略分野の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力強化・経済成長につながる。
	相当	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。 GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和6年度：0件 【減収額】 令和6年度：0億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の12の6 適用件数：0件 適用額：0億円 ※令和6年度の適用状況	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	認定期限である令和8年度末までの案件認定に向け、これまで全ての本税制対象分野の事業者から具体的な相談が寄せられてきたところ。米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX 分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっているが、引き続き国内では、当該税制を活用した設備投資に向けた検討が進んでいる。今後、認定、設備投資、生産・販売が行われた段階で、効果検証・分析を行っていく。	
	前回要望時の達成目標	中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	今後の認定案件の実績を踏まえ、データを取得予定。 米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX 分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっていることが要因と分析。 なお、認定期限である令和8年度末までの案件認定に向け、これまで全ての本税制対象分野の事業者から具体的な相談が寄せられてきており、引き続き対応していく。今後の認定案件の実績を踏まえ、分析を実施予定。	

これまでの 要望経緯	令和6年度 創設
---------------	----------

要望内容と自己点検の関係

措置名：GX 等の戦略分野国内生産促進税制の延長等

○自己点検において、短期的なアウトカムを達成できていない要因は、米国の関税措置の影響など不安定な国際状況により事業見通しに不確実性が生じ、世界各国で見ると、GX 分野も含めて投資計画が後ろ倒しになっていることが要因と分析した。

○他方、引き続き国内では、当該税制を活用した設備投資に向けた検討が進んでいる状況であることから、要望内容として、「日本成長戦略」や GX における「分野別投資戦略」に基づく、各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、延長等を行うこととした。